今こそ買うなら岩手のもの EC交易展開事業業務

企画コンペ実施要領

令 和 6 年 5 月岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」(以下、「実施要領」という。)は、岩手県(以下、「県」という。)が実施する「今こそ買うなら岩手のものEC交易展開事業」(以下、「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者(以下、「参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型企画コンペ方式によるものであり、業務提案の審査により委託候補者を選定し、「業務仕様書」に掲げる業務について、県と委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

2 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

今こそ買うなら岩手のものEC交易展開事業に係る業務 一式

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

10,962,600 円以内(税込)

3 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格(以下、「参加資格」という。)の要件をすべて満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、 県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、下記4(4)に定める、参加資格の確認に必要な書類(以下、「参加資格確認申請書類」という。)の提出を求める場合がある。

記

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 本業務の実施に必要な組織体制が確保されている又は事業開始までに確保される見込みであり、 ECサイトを活用したWEB百貨店(仮称)の開催並びにWEB百貨店(仮称)と連動した出展 事業者向けのセミナー開催について実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立 てをなされていない者であること。

- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約 に係る入札参加制限措置基準 (平成23年10月5日出第116号) に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

4 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県商工労働観光部産業経済交流課(岩手県庁2階)

住所: 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話:019-629-5537 FAX:019-623-2510

電子メールアドレス: AE0003@pref. iwate. jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

- ※ トップページ (http://www.pref.iwate.jp) → 「入札・コンペ・公募情報」
- ※ 郵便での配布は行いません。
- ※ 実施要領等は、県のホームページから取得(ダウンロード)してください。
- ※ 実施要領等に係る説明会は実施しません。

【交付資料】

資料1 企画コンペ実施要領(本書)

資料 2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料 4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和6年5月15日(水)午後5時まで
- イ 受付場所 岩手県商工労働観光部産業経済交流課(連絡先は上記(1)を参照)
- ウ 提出方法 【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はFAXにより提出すること。
- エ 回答方法及び期日 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、

令和6年5月17日(金)までに岩手県公式ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の確認

企画コンペに参加しようとする者は、下記期限までに参加資格確認申請書類を持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- 【様式1-2】参加資格確認申請書
- ・ 【様式1-3】会社概要及び過去3年間の主な受託事業実績
- ・ 直近の財務諸表
- 【様式1-4】受付票
- ・ 参加資格確認結果の通知用封筒一式(長型3号封筒に確認結果の通知先を明記し、定型郵 便物84円分の切手を貼付したもの)

イ 提出期限

令和6年5月22日(水)午後5時[必着]

ウ 提出先

4(1)に同じ

工 提出方法

- (ア) 持参又は郵送により提出すること。
- (イ) 持参の場合は、提出期限までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間 に持参のこと。
- (ウ) 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

才 留意事項

提出期限までに参加届出書を提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、以下5に定める審査委員会の開催日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、 参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

- ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面(様式任意) によりその理由の説明を求めることができる。
 - (ア) 提出期限 令和6年5月29日(水)
 - (イ) 提出場所 4(1)に同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参による。
- **イ** 岩手県知事は、説明を求められたときは、<u>令和6年6月5日(水)</u>までに説明を求めた者に対し書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

- ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類
- イ 提出部数 6部(正本1部・副本5部)
- ウ 提出期限 令和6年5月27日(月)午後5時[必着]
- エ 提出先 4(1)に同じ
- オ 提出方法 持参又は郵送による。

- (ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- (イ) 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて 担当課宛の親展でウの提出期限までに必着のこと。

力 留意事項

- (ア) 企画コンペ参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。
- (イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする(軽易なものを除く)。
- (ウ) 業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- (工) そのほか、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

- (5)により参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出された業務提案
- **イ** 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 90 条 (公序良俗違反)、第 93 条 (心裡留保) 又は第 94 条(虚偽表示)に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他企画提案に関する条件に違反した提案
- (9) 企画コンペへの不参加
 - ア 企画コンペの参加資格を認められた者が「5 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める プレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様式1-5】企画コンペ参加辞退届を担当課まで持参又は郵送により提出しなければならない(必着のこと)。
 - **イ** アにより企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

(10) 情報公開

応募書類は、情報公開の請求により開示する場合があること。

5 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、**資料4「企画提案審査要領」**に基づき、企画提案選考委員会において行う。

(2) 企画提案選考委員会

- ア 開催日時 令和6年6月3日(月) ※ 時間等詳細は別途通知
- イ 開催場所 盛岡市内
- ウ実施方法等
- (ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及び録画媒体の使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。
- (イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出受付順とする。
- (ウ) プレゼンテーションの時間は、1 者当たり 30 分(説明 20 分、質疑応答 10 分)とする。

ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(エ) 参加者が6者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、企画提案書等の審査(以下「一次審査」という。)を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 受託候補者の決定

- ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。 受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするのではな く、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整をおこなった上で、双方が合 意に至った場合に随意契約を締結するものとする。
- **イ** 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、**資料2「業務仕様書」**と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

7 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容 について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類(以下、「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加 者に帰属する。
- **イ** 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象とな

っているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札 参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著し く不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

(1)	「実施要領等に関する質問票」提出期限	令和6年5月15日(水)
(2)	質問事項に関する県の最終回答期限	令和6年5月17日(金)
(3)	「企画提案参加資格確認申請書」提出期限	令和6年5月22日(水)
(4)	参加資格に関する県の回答期限	令和6年6月5日(水)
(5)	「企画提案書」提出期限	令和6年5月27日(月)
(6)	企画提案選考委員会	令和6年6月3日(月)
(7)	契約締結	令和6年6月下旬(予定)